

「龜徳泉碑並びに龜徳泉銘」について

整理番号	題額	題額揮毫	碑記撰文	碑記揮毫
新潟〇一	龜徳泉碑	近衛篤磨	蒲生重章	巖谷修

鐫刻	撰文建碑年	住所	場所	備考
	一八九四・明治二七	五泉市苅羽	料亭龜徳泉	

一. はじめに

本石碑は、龜徳泉という温泉について、その由来と効能などを記したものである。

■ 写真



二、翻刻並に詠注

■翻刻

◎題辭

龜德泉碑

◎碑記

龜德泉銘 從三位公爵 近衛篤磨篆題

舊邨松城之西苻羽邨大澤溪間有靈泉曰龜德之泉自往昔遠近人民汲之而浴能醫百病尤有効於疝積胃病皮膚之疾矣其地主佐藤龜藏者明治十二年六月具狀請新潟縣廳設浴場十三年五月得允許其明年新築家屋而設浴場使弟德松掌其業無何德松罹疾歿龜藏乃自往而住焉其業大行其地三方皆山唯東方稍開濶可遠眺浴場則在巖石凸凹之間溪流犇放其水清潔四方引之以便灌溉山上老樹蓊鬱不見曦影多黃鸝自春至秋不斷其聲夜無蚊故敢宜避暑夫大澤之為地也為自三條加茂至邨松之大道以浴場在其側往來旅人必憩焉初鑿溪間土石而設浴場也偶發見美石乃雇石工斫之為碑材稱大澤石購之者甚衆頃者介余舊友伴耕夫乞銘其事於其石乃諾而謂之曰此泉鬻沸不窮衆庶來依誠有君子之德焉又能醫百病使人回春延年則亦有瑞龜之靈焉是雖由德松龜藏之開設而獲名亦有君子瑞龜之德靈則龜德之名益相稱因遂銘之曰

龜德之泉 維雖冷然 煖而浴焉 百病乃痊

鐵乎礬乎 氣性氤氳 厥効如神 回春延年

吁斯溪山 出燦玉珉 吾銘維鑄 千秋維傳

明治二十七年甲午七月 蒲生重章撰

正四位 巖谷修書

●異体字など

○從 從。 ○邨 村。 ○能 能。 ○明 明。 ○斷 斷。 ○最 最。
○土 土。 ○田 回

■ 訳注

●本文（いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した）

龜徳泉銘 從三位公爵 近衛篤磨篆題

舊村松城之西、苜羽邨大澤溪間、有靈泉、曰龜徳之泉。

自往昔、遠近人民汲之而浴。能醫百病、尤有効於疝積胃病皮膚之疾矣。

其地主佐藤龜藏者、明治十二年六月、具狀請新潟縣廳設浴場。

十三年五月、得允許。

其明年、新築家屋而設浴場。使弟徳松掌其業。

無何、徳松罹疾歿。

龜藏乃自往而住焉。其業大行。

其地三方皆山、唯東方稍開濶、可遠眺。

浴場則在巖石凸凹之間、溪流犇放。

其水清潔、四方引之、以便灌溉。

山上老樹蓊鬱、不見曦影。

多黃鸝、自春至秋不斷其聲。

夜無蚊。故最宜避暑。

夫大澤之為地也、爲自三條加茂至邨松之大道。

以浴場在其側、往來旅人必憩焉。

初鑿溪間土石而設浴場也、偶發見美石。

乃雇石工、斫之為碑材稱大澤石。購之者甚衆。

頃者、介余舊友伴耕夫、乞銘其事於其石。乃諾。

而謂之曰、此泉馨沸不窮、衆庶來依誠有君子之徳焉。

又能醫百病使人回春延年、則亦有瑞龜之靈焉。

是雖由德松龜藏之開設而獲名、亦有君子瑞龜之德靈、則龜德之名益相稱。

因遂銘之曰

龜德之泉 維雖冷然 煖而浴焉 百病乃痊

鐵乎礬乎 氣性氤氳 厥効如神 回春延年

吁斯溪山 出燦玉珉 吾銘維鏤 千秋維傳

明治二十七年甲午七月 蒲生重章撰

正四位 巖谷修書

●訓詁

龜德泉の銘 從三位公爵近衛篤磨てんだい篆題

舊村松城の西、苧羽邨大澤の溪間に、靈泉有り、龜德の泉と曰ふ。

往昔より、遠近の人民之を汲みて浴す。能く百病を醫す。尤も疝積胃病皮膚の疾に効有り。

其の地主佐藤龜藏なる者、明治十二年六月、状を具して新潟縣廳に浴場を設けんことを請ふ。

十三年五月、允許を得。

其の明年、新たに家屋を築して浴場を設け、弟の徳松をして其の業を掌つかさどらしむ。何いづく無くして、徳松疾に罹りて歿す。

龜藏乃ち自ら往きて焉こゝに住む。其の業大いに行はる。

其の地は三方皆な山にして、唯だ東方のみ稍々開濶ややにして、遠眺すべし。

浴場は則ち巖石凸凹の間に在りて、溪流犇放たり。

其の水清潔にして、四方之を引き、以て灌漑の便にす。

山上老樹蓊鬱として、曦影を見ず。

黄鸝多く、春より秋に至るまで其の聲を斷たず。

夜蚊無し。故に最も避暑に宜し。

夫れ大澤の地たるや、三條加茂より邨松に至るの大道たり。

浴場の其の側に在るを以て、往來の旅人必ず焉に憩ふ。

初めて溪間の土石を鏟りて浴場を設くるや、偶々美石を發見す。

乃ち石工を雇ひて、之を斫りて碑材と為す。大澤石と稱す。之を購ふ者甚だ衆し。頃者、余が舊友伴耕夫を介して、其の事を其の石に銘せんことを請ふ。

乃ち諾す。

而して謂ひて曰く、

「此の泉齋ひつじう沸つとして窮まらず、衆庶来りて誠を依すること君子の徳有り。

又た能く百病を醫し人をして回春延年せしむれば、則ち亦た瑞龜の靈有り。

是れ徳松龜藏の開設によりて名を獲ると雖も、亦た君子瑞龜の徳靈有れば、則ち龜徳の名益々相稱はん」と。

因りて遂に之に銘して曰ふ

龜徳の泉 維これれ冷然たりと雖も 煖にして焉に浴すれば 百病乃ち瘥ゆ

鐵か礬か 氣性は氤氳たり 厥の効神の如く 回春延年す

ああ斯の溪の山 燦たる玉珉を出す 吾が銘維れ鏤し 千秋維れ傳へん

明治二十七年甲午七月 蒲生重章撰

正四位 巖谷修書

●人物

○近衛篤磨このえあつまろ 文久三（一八六三）年から明治三十七（一九〇四）年。五摂家筆頭近衛家

第二九代当主。左大臣近衛忠房の長男として京都に生まれる。明治十七（一八八四）年に公爵に敍せられ、翌同十八（一八八五）年から二十三（一八九〇）年までドイツ・オーストリアに留学。帰国後貴族院議員となり、仮議長をつとめ、同二十五（一八九二）年から正式に議長に就任（同三十六（一九〇三）まで）。同三十七年一月一日に病で没した。

「龜徳泉家額」を揮毫したのは、三十二歳、貴族院議長時代。

○蒲生重章しげあきら 天保四（一八三三）年から明治四三（一九〇一）年。字は子蘭、号は塾

亭他。村松藩儒であるが、医学が家学であり、彼自身も医学を身につけた。十九歳で江戸へ出、医学を学びつつ、勤王派の詩人達とも交わった。幕末ごろには江戸で医者として独立開業し、私塾も開いて門弟を教えた。明治維新後しばらく任官したが、同四年には一旦辞職するも、同六年に太政官修史局に任官。上司に、巖谷修がいた。明治十年に退官、同年に「近世偉人伝初編」を刊行。以後「近世佳人伝」など漢文体の伝記小説を数多く出版した。同二十三年に村松に帰り、以後敍伝などの作品を数多く残した。晩年の同三十一年

に詩文集「娶亭文鈔」刊行。同三十四年に没した。「龜徳泉銘」を書いた明治二十七年は、六十二歳、村松在住だったろう。(内山知也「蒲生重章の生涯と漢文小説 付年譜」、渡辺好明「娶亭蒲生重章伝」による)。

○巖谷 修^{しゅう} 天保五(一八三四)年から明治三八(一九〇五)年。字は一六、号は呑澤山人他。家は代々、近江水口藩侍医。十六歳で江戸へ出て、医学を学び、帰藩後侍医となる。明治維新後は内閣書記官などをつとめ、元老院議員・貴族院議員と政治家としても活躍した。漢学・絵画などにもすぐれたが、書家としても第一級であった。日下部鳴鶴、中林梧竹とともに、明治三筆と称された。「龜徳泉銘」を揮毫した明治二十七年は、六十一歳。近代児童文学の開祖である巖谷小波は、修の三男。

●語注

- 篆題 篆書体による石碑の題字。
- 村松城 村松藩の城郭。
- 荊羽邨 荊羽村。今は刈羽と表記する。
- 大澤 大字大沢。
- 醫 医。なおす、いやす。
- 疝積 疝癩。胸腹が痛んで痙攣を起こす病氣。
- 具状 陳述書を用意する。
- 允許 許可。
- 其業 温泉業。
- 無何 何は、幾何(わずかの時間)の略。無何で、まもなく。
- 歿 歿に同じ。世を去る、死ぬこと。
- 稍 やや。
- 開濶 ひろびろとしているさま。
- 犇放 犇は、牛がおどろくさまだが、奔に通じる。奔放は、水勢の早いさま。
- 四方 周囲のもの。
- 蓊鬱 草木の盛んなさま。
- 曦影 曦は、日、太陽。
- 黄鸝 朝鮮うぐいす。
- 三條 今の新潟県三条市。

- 加茂 今の新潟県加茂市。
- 鏝 削る。
- 大澤石 新潟県中蒲原郡村松町産の石灰質、黄褐色の砂岩。刈羽石とも言う。
- 頃者 ちかごろ。
- 伴耕夫 人名、不詳。
- 腎沸 泉の湧き出るさま。「詩経・小雅・采芣」に「腎沸檻泉、言采其芹」とある。
- 依誠 依は、随う、頼みにする。依誠で、泉の誠意を頼みにして随う。
- 君子 徳の高い立派な人物。
- 回春 病気がなおる、若返る。
- 瑞龜 吉祥あるめでたい亀。
- 靈 靈驗。
- 稱 ふさわしい。
- 銘 銘文。石碑や金属器に彫りこまれる文章。広義には、「亀徳泉銘」全文が「銘」だが、狭義では、これ以前の散文を「記」と呼び、「龜徳之泉」以下の韻文を「銘」と呼ぶ。十二句からなり、偶数句末の、然・痊・氤・年・珉・傳で押韻。
- 維 「これ」と訓読する。文のリズムを整えることばで、実質的な意味はない。
- 痊 癒える。
- 鐵礬 明礬の一種。明李時珍『本草綱目』巻十一に、「その姿が赤石脂に似ていて金星（斑点）があるものを鉄礬という」とある。同書に、明礬全体のこととしてだが、「主な治療効果」として「身を軽くし、年老いず、寿命を延ばす」とある。蒲生は漢方医でもあるので、薬物の知識は豊富だったはずだ。亀徳泉の温泉が、鉄礬のような養生効果がある、と言いたいのであろう。
- 氣性 人が天から受けた気と性命。現代風に言えば、「身と心」。
- 氤氳 気がやわらぎ、満ちひろがること。
- 吁 「ああ」。詠嘆の辞。
- 玉珉 珉は美しい玉石。玉珉も同じ意味。序文中の大澤石を指す。
- 明治二十七年 西暦一八九四年。

●口語訳

亀徳泉の銘文 従三位公爵近衛篤麿の篆題

【大沢の霊泉 亀徳泉】

元の村松城の西、苅羽村大沢の溪流の合間に、霊泉がある。亀徳の泉と言う。昔から、遠近の人々がここへやって来て泉の水を汲み、湯浴みをしていた。どんな病気で、も治すことができると言われ、とりわけ胸の痛みである疝積、胃病、皮膚の疾に効果があった。

【佐藤亀蔵の浴場開設】

ここの地主である佐藤亀蔵という者が、明治十二（一八七九）年六月に、書類を揃えて新潟県庁に、浴場を設けることを申請した。

同十三（一八八〇）年五月、許可が下りた。

そこで佐藤亀蔵は、その明年、新たに家屋を建てて浴場を設け、弟の徳松に浴場の事業を行わせた。

ところが、まもなく徳松は病気になって、亡くなってしまった。

そこで、亀蔵は自らそこに赴き、居住しながら浴場の事業を行った。浴場はたいそうにぎわった。

【泉の立地】

この地は、三方がすべて山に囲まれているが、ただ東側だけけがやや開けていて、遠くまで眺望が広がっている。

浴場は、巖石がでこぼこに列んでいるなかにあって、溪流がさらさらと走るように流れている。

その溪流の水はたいそう清潔であり、周囲の人々が引いて田畑の灌漑に用いている。

かたわらの山の上には歳を経た樹木が鬱蒼と茂っており、日蔭を形成している。

朝鮮うぐいすが多く生息し、春から秋まで、そのさえずりが絶えることはない。

また夜は蚊もいないので、避暑の場所としては最適である。

【浴場の立地と役割】

そもそも大沢の地は、三条や加茂から、村松に至る街道筋にあたる。

街道の側に浴場があるので、その道を往来する旅人は必ずこの浴場で休憩していく。

【大沢石】

はじめ、溪流の間の土と石を掘削して浴場を作ろうとしていたとき、偶然にすばらしい石を発見した。

そこで石工を雇って、これを切り出して、石碑の材料とした。大沢石と称した。たくさんの人がこの石を購入した。

【銘を請われた経緯】

近頃のこと、佐藤亀蔵が、私の旧友である伴耕夫を仲介として、この泉のことを文章にして、石碑に記銘してほしいと依頼してきた。

私は承諾したが、次のように考えた。

【亀徳泉の名称】

「この泉は『詩経』の詩が歌うように滾々と湧き続けて窮まることはない。人々がこの泉を頼りにすることは、まるで立派な君子の徳を頼りにするのと同じだ。さらにまた、この泉はあらゆる病を治癒して人々を若返らせ、寿命を延ばしている。このことは、めでたい亀がもたらす靈験と同じだろう。

そもそも「亀徳泉」の名は、佐藤亀蔵と徳松兄弟が開設したことから取ったものなのだが、この泉は君子の徳とめでたい亀の靈験を具えているわけだから、その点からしても「亀徳」の名はとてもふさわしいものだと言えよう」と。

かくしてここに銘文を作った次のように言う。

【銘文】

亀徳の泉は 冷たく清らかなものだが

暖めて湯浴みをする と どんな病でも治ってしまう

鉄礬のような効き目があり 身も心もすっきりやわらぎ満ち足りる

その効果は神のようであり 若返って寿命も延びるのだ

ああこの溪流のある山は 輝く美石を産出する

その美石に私のこの文章を刻み込み 亀徳泉のことを千年の後までも伝えよう

明治二十七年甲午の歳の七月 蒲生重章 文を撰す

正四位 巖谷修 書す

三. 主な参考資料

① 翻刻（和訳）

・ 田沢亥久男 「亀徳泉碑について」『郷土村松』二七号（一九八一）

亥久男氏の父（角平氏）が写し取り和訳した遺稿（「昭和二十八癸巳仲秋十月二十五

日 七十五叟 田沢翠軒誌」を亥久男氏が起こしたものを。

②蒲生重章について

- ・内山知也「蒲生重章の生涯と漢文小説 付年譜」『斯文』一一二号（二〇〇四年）
- ・渡辺好明「褰亭蒲生重章伝」『郷土村松』六五号（二〇〇八年）

以上

二〇二三年六月 薄井俊二訳す